

## ～水道料金・下水道使用料等のお支払いを猶予します～

福島市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料のお支払いが困難な事情があるお客さまに対し、お支払いの猶予（先延ばし）をいたします。

### 1 対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料のお支払いが困難になった方

### 2 お支払い猶予の内容

お客さまから、書面による申請をいただくことにより、個々の状況に応じて水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料の申出から最長で4カ月、お支払いを猶予（先延ばし）します。 ※この猶予期間後も支払いについてのご相談に応じます。

### 3 受付開始日

令和2年3月30日（月）から

### 4 お支払い猶予の連絡先・窓口

水道料金

- (1) 住 所：福島市小倉寺字赤坂12番地
- (2) 名 称：水道料金お客さまセンター
- (3) 電 話：024-526-0735
- (4) 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

下水道使用料、農業集落排水施設使用料

- (1) 住 所：福島市五老内町3-1
- (2) 名 称：下水道総務課業務係
- (3) 電 話：024-525-3789
- (4) 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分